

Title	近世都市貝塚の空間的把握：ト半家中の御免地部分を中心に
Author	戸田 州彦
Citation	都市文化研究. 5 巻, p.30-45.
Issue Date	2005-03
ISSN	1348-3293
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科：都市文化研究センター
Description	

Placed on: 大阪市立大学

近世都市貝塚の空間的把握

—— ト半家中の御免地部分を中心に ——

戸 田 州 彦

要 旨

近世都市貝塚の社会＝空間構造の解明を目指す立場から、その作業の一環として本稿では、まず近世貝塚寺内の空間構造を明らかにすることを課題とする。

第一節では、維新期の史料を素材に領主ト半家によって差配されていた朱印地＝貝塚寺内の空間構造について考察した。そこでは、境内全体の二割にも満たない非年貢地（領主の直接支配に関わる場所と御免地）と、外側田畑を含む年貢地部分から近世後期の貝塚寺内が構成されていたことを指摘した。

第二節においては、前節でみた非年貢地の内、ト半家中が所持する御免地部分についての検討を試みた。侍家来とされるト半家中の居宅は、すべて御免地とされていたと考えられるが、掛屋敷については御免地とされず、他の町屋敷同様に年貢地とされていた。それに対し、僧家来である五ヶ寺の境内は、御免地と年貢地から構成されていたことを明らかにした。また、順家来に認められていた御免地については、ト半家中一般とは性格の異なるものであったことについても指摘した。これらト半家中の居宅は五町に散在する形で存在し、貝塚寺内においては武家地のようなものが形成されることはなかった。

本稿での検討の結果、近世後期の貝塚寺内の空間構造は、非年貢地と年貢地として明瞭に区別出来るものであったが、両者はモザイク状に混在する形で展開し、またト半家中＝御免地、町人身分＝年貢地というように、土地の性格が必ずしも身分的な位置付けと対応するものではなかったと考えた。

キーワード：都市、貝塚寺内、空間構造、ト半家中、御免地

(2004年10月6日論文受理, 2004年12月3日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

はじめに

都市文化というものについて考える際、文化の担い手や都市文化が創出され展開する場、すなわち都市そのものについても考えていくことが必要不可欠である。本稿の考察対象地である近世貝塚寺内においても、多様な都市文化が展開していたと考えられるが、本稿においては後でも触れるように、都市全体を考える作業の一

環として社会構造を把握する視点から、まずは空間構造の解明を目指すことを目的とする。

近世貝塚寺内は浄土真宗願泉寺住職ト半家を領主とする宗教都市であった。近世都市として貝塚寺内を解明していく際、近年の寺院社会研究が注目される。そこで、まず本稿では吉田伸之氏の研究成果¹⁾について学んでおきたい。吉田氏は、江戸城下町の分析を行う際、城下町を構成する部分社会の一つとして、寺院社会とい

う新たな概念を提起されている。寺院社会とは、氏の言葉によるならば「寺院を核として形成される社会＝空間構造」を意味し、寺院社会を念頭に分析されたのが、江戸の浅草寺を素材とした一連の研究である。まず浅草寺地域の空間構成が、院内・境内・領内の三層構造から大きく形成されていたことを明らかにされた上で、それぞれの場所に展開する社会構造についての検討が行われている。また、吉田氏の視角を継承し、和泉国所在の松尾寺・槇尾山を対象に分析されたものとして塚田孝氏の研究²⁾がある。ここでは、空間的に松尾寺が朱印地・除地・年貢地の三重構成であったのに対し、槇尾山では除地を欠いた朱印地・山年貢地の二重構成であったことを指摘されている。その上で、松尾寺と槇尾山という近隣の二つの寺院社会を比較検討することから、それぞれの特徴を抽出するという方法が採られている。

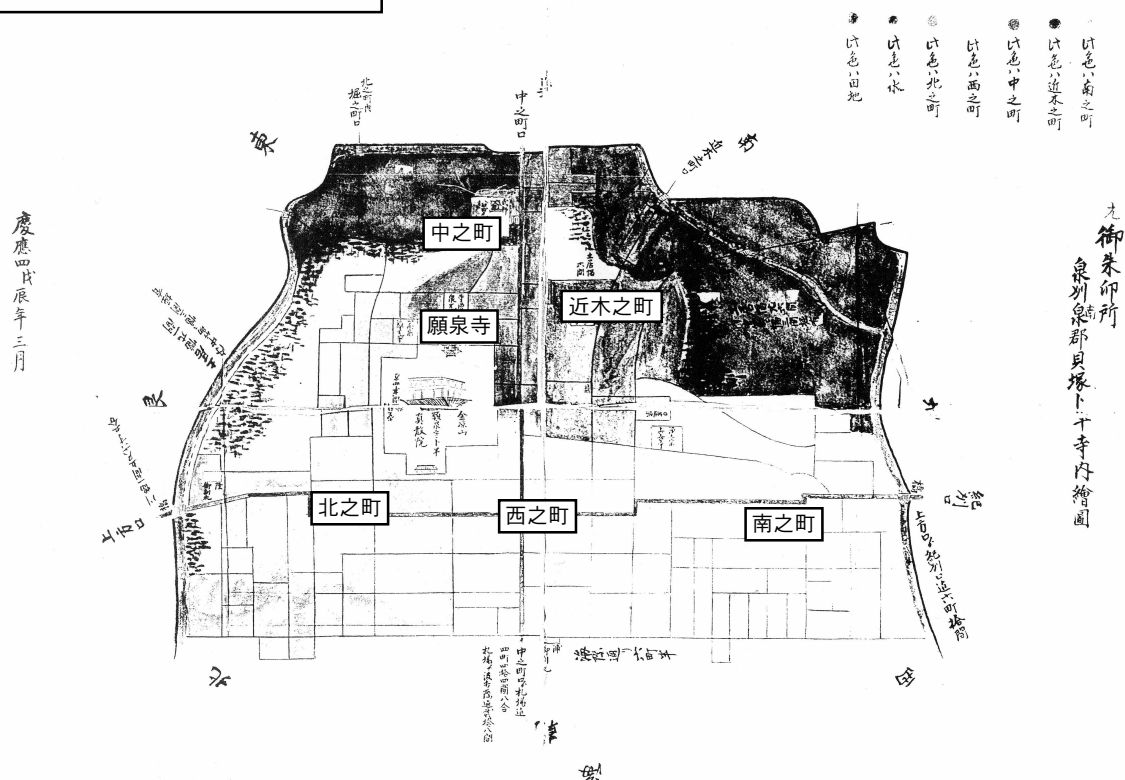
これら両氏の社会＝空間構造分析の視角を念頭に、近世都市貝塚を解明していく作業の一環として本稿では、まず願泉寺を磁極に形成されていた貝塚寺内の空間構造を明らかにすること

を課題とし、今後の社会＝空間構造分析への足掛かりとしたい。以下、貝塚寺内の概要について述べておくことにする³⁾。

貝塚寺内自体の成立過程については諸所の議論⁴⁾があるところだが、ト半家が代々住職を務める浄土真宗願泉寺には、次のような経緯がある。天正十一年（1583）七月から天正十三年（1585）三月までの間、石山退去後紀州鷺森にあった本願寺顕如が貝塚に移住しており、大坂天満新御堂に移転する際、顕如から「後來席ヲ一家二同クシ、式ヲ本寺ニ准スヘシ」と初代ト半へ遺命された。こうした関係から、その後本願寺の東西別立があったが、願泉寺では東西無差別に勤めた。また、こうした本願寺との関係のほか、寛永以降には東叡山とも深い関係を持ち、宝永六年（1709）三月には、六代了友が輪王寺宮常院室を仰付けられることになり、以降代々同宮の戒師にて得度し、真宗教義のほかは、すべてその指揮を仰ぐこととなる。

近世貝塚寺内の成立は、願泉寺住職である二代ト半了閑と寺内町民との間に起こった慶長期の争論を契機とする。領主ト半家は、この争論

慶應四年の貝塚ト半寺内絵図



の結果、家康から「和泉国貝塚本願寺下ト半寺内諸役令免許」の内容の黒印状が下附されることになる。以降、将軍代替りの際には朱印状が下附され、貝塚寺内は朱印地として幕末まで存続していくこととなる。また、この訴訟事件は寺内町民の敗訴となり、ト半家代々の領主権を確実にする結果となる。こうして近世貝塚寺内は、願泉寺住職ト半家を領主とする支配が、明治四年の上知令が実施されるまで続くことになる。

次に、地理的状況の説明について触れておく。近世貝塚寺内は、和泉国の中央部に位置し、西は大阪湾、他の三方は岸和田藩領の村々に囲まれる形で存立していた。慶応四年の貝塚ト半寺内絵図⁵⁾を参照すると、貝塚寺内は北之町・西之町・南之町・中之町・近木之町の五町から形成されていることが窺える。さらに五町は、それぞれ小字的な町から構成されているというような二重構造であった。各五町には、二・三名の惣分年寄と呼ばれる町役人が存在し、支配銀取集めなどの町政を担っていた。なお領主が住職を務める願泉寺は、中之町にありちょうど寺内の中心部に位置し、貝塚寺内の政治を掌るト半役所も願泉寺敷地内に設置されていた。

本稿の作成にあたっては、すべてト半役所内において作成された願泉寺文書（願泉寺所蔵）を使用している。では、以下本文に入っていくことにしたい。

一 貝塚寺内の空間構成

(1) 明治初頭の御境内惣坪数調帳

はじめに述べたように、慶長十五年に家康から「御黒印」を下附されて以降、将軍代替わりの際には、代々ト半家に対して貝塚寺内を寺領と認める朱印状が下附されていた。そこで本節では、領主ト半家によって差配されていた朱印地部分、つまり貝塚寺内がどのような空間構造を成していたかについて、近世のあり方の最終的状況を示すと考えられる維新期の史料を素材に手掛りをつかみたい。

まずここでは、明治初期の作成と考えられる御境内惣坪数調帳⁶⁾から、貝塚寺内の全体像に

ついて窺っておく。御境内惣坪数調帳は、(ア)堺懸司農方よりの御尋ねに対しト半役所において作成された境内惣坪数の書上と、(イ)堺懸よりの問合せ事項とそれに対する返答内容の留書、(ウ)「明治三年八月明細帳之節調」と題する留書部分との三点の史料から構成されている。これらは明治四年(1871)の上知に伴い、ト半役所において作成されたものである。次の史料は、御境内惣坪数調帳の内、(ア)の部分を用いてきたものである。

(史料1)

①一、御境内惣坪数之事

東西 横町五町半 平均五町
南北 通町六町四拾六間半
惣坪数凡拾壹万貳千八百坪也
内
四千貳百四坪 御堂向并惣御構内
百五拾九坪 御廳所
六千九百五拾坪 南北御林感田新地之堀
南北浜松共
五千五百三拾七坪 御免地

(ここに書上げられていた御免地部分の内訳については、表1に記載)

②一、六拾九石五斗九升貳合六夕 揚り家并明地之分

内
十五石五斗六升四合九夕 北之町
十三石八斗九升三合五夕 西之町
十八石八斗三升七合四夕 南之町
貳十一石貳斗九升六合八夕 中近木両町

③一、七拾八石壺斗貳合五夕 家付畠地

内
貳拾四石貳斗三升貳合八夕 北之町
拾八石四斗七升五合三夕 西之町
貳拾貳石七斗六升八合 南之町
拾貳石六斗八升六合四夕 中近木両町

ノ

④一、惣合

六百五拾三石七斗四升八合五夕

内

家附畠引

差引

五百六拾五石七斗四升八合五夕

表 1 御免地部分の記載

御免地5537坪の内訳					
1	北 御 屋 敷	250坪	24	山 田 良 助	42坪9合
2	御 下 屋 敷	214坪	25	松 島 佐 吉	25坪
3	元 木 原 家 地	82坪6合	26	徳 兵 衛	25坪
4	熊 田 内 記	52坪1合9夕	27	作	25坪
5	丹 羽 隼 人	45坪1合2夕	28	喜 兵 衛	25坪
6	松 波 掃 部	158坪4合	29	次 兵 衛	25坪
7	白 井 織 居	95坪9合3夕	30	安	41坪7合
8	新 川 牧 太	65坪7合5夕	31	明 瀬 七 郎	237坪7合5夕
9	朝 山 信 八 郎	27坪8合4夕	32	廣 瀬 惣 兵 衛	97坪7夕
10	新 川 薙	99坪	33	長	133坪
11	目 黒 愛 之 助	91坪6合1夕	34	牧 寿 一	520坪2合6夕
12	並 河 琢 磨	119坪6合8夕	35	早 瀬 晋 平	29坪
13	山 出 右 門	71坪6合1夕	36	魚 問 屋	33坪4合1夕
14	岡 田 奎 之 介	42坪2合5夕	37	真 行 寺	144坪
15	高 槻 岩 之 助	93坪6合5夕	38	泉 光 寺	99坪
16	菊 川 吉 兵 衛	151坪5合8夕	39	要 眼 寺	241坪
17	松 波 弥 兵 衛	64坪3合2夕	40	満 泉 寺	99坪
18	岸 本	94坪9合	41	正 福 寺	156坪
19	高 橋 祐 三	38坪1合1夕	42	氏 神 社 内	784坪
20	木 戸 楯 内	41坪1合6夕	43	上 善 寺 と 墓 所	160坪と80坪
21	根 来 新 吾	40坪7合	44	妙 泉 寺	225坪
22	佐 野 小 十 郎	35坪	45	尊 光 寺	292坪半
23	松 波 熊 蔵	33坪5夕			

※御免地5537坪と45ヶ所の合計に若干のずれがある。

⑤一、五百六拾五石余 卯年納高
右者堺懸司農方^〆御尋二付書上、七月十八
日掃部出役

まず一条目には、境内惣坪数が約拾壱万二千八百坪であり、その内、領主の直接支配に関わる場所と領主から認められた御免地部分について書上げられている。一条目に書かれた内訳部分は、次にみる年貢地に対して、非年貢地について書上げたものといえよう。史料中では省略した、御免地の内訳については表1にまとめている。なお、表中に付した番号は、書上げられ

ていた順番に対応するものである。

二条目と三条目には、各町の「揚り家并明地之分」と「家付畠地」の地子米高についてそれぞれ書上げられている。「揚り屋」とは、「異見所」「長屋」等とも呼ばれ、寺内における軽犯罪者を収容するための施設である。明治初期の作成と考えられる「貝塚支配地図」からは、「揚り屋」が町内に一般町屋と混在して分布していた様子が窺える。また、北之町においては「揚り屋」と記された宅地が五ヶ所確認され、一ヶ所を除いていずれも平均間口三間未満で、付近の平均的な町屋と同程度の規模であった。

四条目には「惣合六百五拾三石七斗四升八合五夕」とあり、おそらく「惣合」とは、境内惣坪数から非年貢地を差し引いた残高だと考えられる。そこから「家付畠地」分を差し引いたものが、五条目にある卯年（慶應三年）分の年貢納高五百六拾五石余り（地子米）である。つまり、「家付畠地」が何故差し引かれているのかについては不明であるが、境内惣坪数から非年貢地と「家付畠地」を差し引いた残高部分が年貢地（地子米地）ということになる。

以上から、少なくとも近世後期の貝塚寺内（朱印地）の空間構造は、非年貢地である領主の直接支配に関わる場所と御免地、そして領主ト半家に対する年貢地とに大きく区分されていたと考えられる。ただし年貢地には、ここでみた地子米地と、後でみる外側田畑の二種類が存在していたと考えているが、史料1には外側田畑の記載がされていないことをあらかじめ断っておきたい。史料の性格上、近世後期の空間的な把握に制限されたものではあるが、近世全般のあり方とも密接に関連していたことは言うまでもない。また、境内惣坪数と非年貢地が坪数で書上げられているのに対し、年貢地部分が石高で書上げられている点にも注意しておきたい。このことは、公儀からの位置付においては、貝塚寺内は無高であったが、領主からの位置付けとしては年貢地であったことに起因する。なお、「家付畠地」をどのように位置付けるべきか問題として残るが、ここでは今後の課題としておきたい。では以下、非年貢地と年貢地部分について、それぞれ若干の説明を加えておくことにする。

(2) 非年貢地

先にも述べたように、非年貢地と考えられる部分には領主の直接支配に関わる場所と御免地がある。領主の直接支配に関わる場所は、境内惣坪数の約一割を占め、史料1の一条目に書上げられていた以下の三ヶ所がこれにあたる。

(a) 御堂向并御構内（4204坪）

(b) 御廳所（159坪）

(c) 南北御林・感田新地之堀・南北浜松共（6950坪）

まず（a）は、願泉寺敷地内にある宗教施設全般を指すと考えられる。同じく（b）について

も、願泉寺敷地内にあるト半役所を指すと考えられる。同じ敷地内においても、宗教施設である願泉寺と政治施設であるト半役所が別々に書上げられており、両者は区別して認識されていたことがわかる。（c）の所在地について、正確には把握出来ていないが、「南北御林」は貝塚寺内を取巻く林を意味し⁸⁾、「感田新地之堀」とは感田神社を取り囲む堀を指すものと考えられる。また南北浜松とは、おそらく名称からして海岸沿いに松林のようなものが、存在していたことを意味しているのではなかろうか。（c）の三ヶ所は、いずれも貝塚寺内の周縁部にあたる。すなわち領主の直接支配に関わる場所とは、願泉寺の敷地内と居住地としては利用されていない貝塚寺内の周縁部分であった。

次に、御免地についても述べておく。御免地の内訳についてまとめた表1を参照すると、以下のものが領主から御免地を認められていたことが窺える。

(d) 北御屋敷と御下屋敷（464坪）表中番号1・2

(e) ト半家中（2771坪1合3夕）表中番号3～35⁹⁾

(f) 魚問屋（33坪4合1夕）表中番号36

(g) 五ヶ寺（739坪）表中番号37～41

(h) 四ヶ寺（1541坪5合）表中番号42～45

この時点では、貝塚寺内において御免地として認められていた場所が全部で四十五ヶ所確認され、（e）ト半家中に認められていた御免地部分が最大の割合を占める。まず（d）北御屋敷と御下屋敷について述べておく。文化四年（1807）八月のト半家来連署起請文¹⁰⁾には、ト半家九代了恕の死去に際して、弟了真が「御下屋敷¹¹⁾被為入、御當家相続被遊候」との記載がある。このことから御下屋敷とは、ト半家親類等の居住施設であったと考えられる。なお、史料中には「右御下屋敷」と記されており、「右」とは北御屋敷を指している。つまり御下屋敷とは、北御屋敷の下屋敷的な位置付けであったと考えられることから、北御屋敷についても領主自身、あるいは親類等の居住施設であった可能性が予想される。文久三年（1863）七月には、宛先を「北御屋敷御役人中」とした願書¹²⁾が、魚問屋支配を仰付けられていた早瀬晋平より提出されている。ここでは、北御屋敷＝ト半役所という意味で用いられていることから、領主の居住施設で

あったと予想される北御屋敷についても、願泉寺敷地内に存在していたと考えられる。また、御下屋敷についても願泉寺敷地内に存在していたと予想している。(e) ト半家中に認められた御免地部分は、御免地全体のかなりの割合を占めていることが窺えるが、この点については節を改めて検討することにした。

(f) 魚問屋は、少なくとも天明期頃から存在が確認され、領主が直接管理していたことから、御免地とされていたのであろう。魚問屋の経営は、領主が相応の者を見立て、その者に株を預ける形で運営させ、天保七年（1836）には銀五貫目、天保十一年（1840）以降には銀五貫五百目の冥加銀を毎年魚問屋から徴集していた。文久元年には、表中にもみえる早瀬晋平が魚問屋支配を仰付けられるとともに、家来に取り立てられている。

(g) 五ヶ寺とは、真行寺・泉光寺・要眼寺・満泉寺・正福寺を指し、これらは門前五ヶ寺とも呼ばれ、要眼寺（近木之町に存在）を除き願泉寺の門前（中之町）に位置していた。五ヶ寺は願泉寺の寺僧という立場であり、これら五ヶ寺もト半家中に含まれる存在であった。五ヶ寺についても詳しくは、次節で触れることにしたい。(h) 四ヶ寺とは、次の寺社を指す。「氏神社内」＝感田神社¹²⁾（中之町）、浄土宗上善寺（南之町）、日蓮宗妙泉寺（近木之町）、浄土真宗尊光寺（中之町）。これらは貝塚寺内にある他宗他門の寺社であったが、領主から寺領として御免地を許可されていた。

以上から御免地には、領主との親族・主従関係、もしくは支配関係から御免地を認められていたもの（1～41）と、他宗他門ではあるが寺領として御免地を認められていたもの（42～45）との二つのタイプが存在していたことがわかる。また、御免地の大半は五ヶ寺を含むト半家中に与えられたものであったが、この点については次節で改めて検討することにした。

（3）年貢地

年貢地を考察するにあたり、次の史料を参照しておきたい。この史料は明治三年（1870）十二月二十三日、願泉寺役人目黒青海より堺懸宛に提出されたものである¹³⁾。

（史料2）

本扣八家来願口書上□□□

泉州南郡貝塚

元諸役免除朱印地

願泉寺境内

一、境内無高拾壹万三千七百四拾九坪四合七夕右之内

願泉寺居所

壹万九千五百七拾坪四合六夕二才

同寺家来居所

社寺墓地荒地除之

（附紙）此社地者境内町人共

残而

氏神二御座候

惣物成六ヶ年平均

永銭 貳千八百五拾九貫六百六十四文

米 十八石貳斗九升壹合一夕四才

（子年～辰年までの永銭・米についての書上げ部分を省略した）

一、諸渡貳斗七升八合八夕

隣村江水年貢年々相替不申候

但此外ト半有合ヲ以賄来候

右之通御座候、以上

ト半願泉寺役人

午十二月廿三日

目黒青海 印

まず一条目に書上げられた、境内十一万三千七百四拾九坪余りの内、非年貢地（願泉寺居所・家来居所・社寺墓地荒地）が壹万九千五百七拾四坪余り、それ以外の「残而」の部分が年貢地ということになる。そしてそこから納められる惣物成として、永銭・米の六ヶ年の平均と六ヶ年分の収納状況について書上げられている。ここでは、年貢地からの年貢として永銭と米が、別々に書上げられている点に注意しておきたい。二条目には、水年貢として毎年貳斗七升八合八夕がト半家から隣村へ支払われていること、またその他の出費等についてもト半家が賄ってきたことが記されている。

次に、年貢地から納められる永銭と米、隣村へ支払われる水年貢について具体的に知るために、表2を参照しておきたい。表2は、明治三年に作成されたと思われる二つの史料¹⁴⁾をもとに作成したものである。一点目の史料には、子年（1864）から巳年（1870）までに収納した地子米と、その地子米を銭に換算した場合の永銭、

表2 地子米・外側米書上(1864~1869)

	地子米 (永銭)	外 側 米	地 床
六ヶ年平均	538石9斗9升3合1夕64 (2859貫664文)	18石2斗9升1合1夕4才	2斗
元治1子年 (1864)	592石4斗8升3合3夕 (1979貫304文)	14石4斗9升3合	2斗
慶應1丑年 (1865)	585石9斗7升9合4夕 (1989貫625文)	21石3斗8升5合	2斗
慶應2寅年 (1866)	572石4斗8升8合5夕 (4280貫844文)	21石6合	2斗
慶應3卯年 (1867)	565石 (2873貫250文)	21石6合	2斗7升8合8夕
明治1辰年 (1868)	550石 (3690貫375文)	14石8斗6升4合8夕	2斗7升8合8夕
明治2巳年 (1869)	362石7合9才 (2425貫603文)	16石9斗5升2合2夕	2斗7升8合8夕

それらの六ヶ年の平均について書上げられている。同じく二点目の史料にも、六ヶ年の間に収納した外側米と六ヶ年の平均、そして六ヶ年の「地床」について書上げられている。史料2では省略したが、書上げられていた六ヶ年分の永銭・米の数値がそれぞれ重なることから、永銭は地子米を意味し、米と記されていたものが外側米に該当することがわかる。なお、外側米は後でも述べるように、貝塚寺内を取り囲む堀の外側に位置する外側田畑と呼ばれる場所から、納められていた年貢のことである。水年貢として隣村へ渡されていた二斗七升八合八夕が、慶應三年から明治二年までの「地床」の数値と重なることから、両者は同一のものであったと考えられ、慶應三年をさかいに水年貢の増額が実施されたことが窺える。また、外側米と「地床」の記載が共にされていたことから、水年貢が外側田畑の経営に関してト半家から隣村へ支払われるものであったこともわかる。では以下、二つの年貢地（地子米地と外側田畑）についてそれぞれみておくことにする。

(i) 地子米地（六ヶ年平均 五百三十八石九斗九升三合一夕六拾四）

地子米地は貝塚境内の非年貢地以外の場所、つまり境内惣坪数の九割近くを占め、そこからは領主への地子米が徴収されていた。なお、地子米の徴収や戸別割当は町年寄の職務であったと考えられる。延享三年(1746)四月二日の「了

観師記万記録(寺内調書)」¹⁵⁾では、「一、屋敷地子米壺坪二七合八合、町二より九合位も在之」とされていた。しかし御境内惣坪数調帳の(イ)の記載によると、堺懸から「敷地壺坪二付何程」地子米を徴収しているのかと聞かれたのに対し、「右者場所二上下差別有之候得共、凡平均二て壺坪二付一升二合」と返答している。近世中期から幕末に掛けて、地子米のかなりの増額があったことが窺え、また地子米は、貝塚寺内において一律な額ではなく、土地柄によって定められていたことがわかる。なお、地子米は石高計算がされていても米の生産が実際に行なわれているわけではないので、岸和田藩の年々の米納値段をもって取決められていた。

(j) 外側田畑（六ヶ年平均 十八石貳斗九升一合一夕四才）

先にも触れたように外側田畑は、貝塚寺内を取り囲む堀の外側に位置し、外側米として毎年二十石近くの年貢が領主に納められていた。御境内惣坪数調帳の(ウ)の記載には、「二万九百八十八坪六合 外側田畑」とある。以下、外側田畑については上畑治司氏の研究¹⁶⁾を参照しておくことにしたい。

外側田畑はもともと、仏供田と称される岸和田藩領に散在していた田畑に由来するものであった。仏供田はその名の通り、元々は田畑から取れる作物を願泉寺に寄進するという性格のもので、岸和田藩領麻生郷の村々が岸和田藩に

対して、仏供田の年貢を納めていた。貞享五年（1688）には、ト半家から岸和田藩へ、麻生郷に散在する仏供田を寺内周辺にまとめることを願出、海塚村・久保村・半田村・堀村とそれぞれ地替が行なわれた結果、仏供田が貝塚寺内を取巻く形になる。享保十七年（1732）には、仏供田に対しト半家が無断で建物を増築していくことに反対する、麻生郷の惣百姓との間に紛争が展開されることになる。この争論では仏供田の所属が問題となり、岸和田藩領であることが再確認されると同時に、ト半家に対して岸和田藩から「請地」としてその支配が委ねられる形に取決められる。これまで通り、年貢は麻生郷の村々が負担するというで一応の解決をみることになる。また、この時点において、仏供田に対してト半家は地主的立場であったという点にも注意しておきたい。元文五年（1740）には仏供田の寺内化を目指し、ト半家から岸和田藩に対して仏供田の「御墨付」を願い出るが、許されることはなかった。しかし上畑論文によると、「元文五年以降明治に至るまでの間に「御墨付」を獲得し、仏供田は寺内領となったものと」推測されている。

近世後期には、仏供田が完全に貝塚寺内の領地として、つまり朱印地部分として含まれていたかどうかは要検討であろう。また、この点を考える際には、いつから仏供田が外側田畑と称されるようになったかということも考慮する必要がある。なお、先にも触れたように史料1に書上げられていた卯年納高五百六拾五石余には、外側田畑からの年貢が含まれていない。それに対し、史料2においては、「境内無高拾壺万三千七百四拾九坪四合七夕」から非年貢地分を引いた「残而」部分には、外側田畑が含まれており、外側田畑の性格を考える上で解明すべき点ではあるが、いまのところ不明である。

小 括

ここでは、本節でみてきた貝塚寺内の空間構造について上畑氏の指摘を前提に、再度整理しておくことにする。少なくとも元文期以前の貝塚寺内は、ト半家が領主として支配する朱印地部分と、地主的立場として支配する岸和田藩領にある仏供田から構成されていたと考えられ

る。上畑氏の指摘に従うならば、近世後期になると仏供田は貝塚寺内に取り込まれ、貝塚寺内は朱印地部分のみから構成されていたことになる。そして、その朱印地部分は領主の差配により非年貢地と年貢地とに大きく区分されていた。

非年貢地には、願泉寺敷地を含む領主の直接支配に関わる場所と、御免地として領主の親類・家中等や他宗他門の寺社に認められたものがある。この非年貢地とされる場所は、境内惣坪数の二割にも満たず、ほとんどが年貢地とされていた。年貢地には、貝塚寺内の大半を占める地子米地と貝塚寺内を取巻く外側田畑があり、領主の経済的収入としては地子米が圧倒的に外側米を上回るものであった。

以上、本節では貝塚寺内の空間構造について検討してきた。断片的ではあるが、次節ではこの内、ト半家中に認められていた御免地部分についてののみ、考察を行っておくことにする。

二 ト半家中と御免地

（1）ト半家中の概要

本節では、ト半家中に対して認められていた御免地部分について、それぞれみていくことにしたい。その前提としてここではまず、ト半家中の概要について簡略に説明しておくにする。少なくとも近世後期のト半家中は、「願泉寺侍家来」の肩書きを持つ内家来・外家来・御同姓・御賄方料理方（以下、これらを一括して侍家来と表現する）と、僧身分の願泉寺子院・五ヶ寺・承仕（以下、これらを一括して僧家来と表現する）、さらに順家来・御中間から大きく構成されていたと考えている¹⁷。侍家来は内家来を中心に、主にト半家の持つ領主としての性格に伴う政治的役割を果たしていたものと推測される。内家来が老役を筆頭に、ト半役所内での役職（御老役所・御用役所・御勘定所・御取次所等）を担っていたのに対し、外家来はト半役所外での職務を果たす存在であったと考えられる¹⁸。なお、御同姓については未詳であるが、御賄方料理方は領主の生活の局面における諸雑用等を担う存在であったと考えられる。

侍家来が政治的役割を中心に担っていたと思われるのに対し、僧家来は主にト半家の持つ願泉寺住職としての宗教的役割を代勤する存在であった。例えば五ヶ寺は、願泉寺から檀家を預かるという形式を取り、それら檀家に対し、本来願泉寺住職であるト半家が勤めるべき「檀家法要」等の代行や、「本堂勤式出仕」(願泉寺本堂に関わる諸雑用)を職務とした¹⁹⁾。願泉寺子院の役割については未詳であるが、承仕についても名前の意味から推測すると、願泉寺の掃除等の諸雑用を担っていたものと思われる²⁰⁾。

次に、順家来について述べておきたい。順家来とは、領主との特別な関係において町人から家来に取立てられた者の身分であり、他のト半家中一般(侍家来・僧家来)とは性格の異なる存在であったと考えている。その一例として、順家来として確認される明瀬長右衛門についてみておこう。長右衛門は、西之町に住む泉州でも有数の廻船問屋であり、文政三年(1820)には「上納金三十五貫目」と引替えに順家来として召抱えられている。その際、地子米・町支配銀の永代免除と二人扶持の特権を与えられている。ここでは、地子米免除と町支配銀の免除が表裏のものであったと考えられる点に注目しておきたい。つまり、御免地を許可されることは、地子免除だけではなく町支配銀の免除をも意味していたのである。

次の史料は、順家来として召抱えられた際、ト半役所より長右衛門宛に仰渡された「条例」²¹⁾から、第一条と第三条を部分的に引用してきたものである。

(史料3)

- ①一、此度其許御家頼二被準候二付、西之町居宅レノ六番七番八番九番十番、此石高式石八斗三合、此畠地石高六斗五升、都合三石五斗三合、右之地子米御免二候得共以来地面之儀、自分拝領地と相心得申間敷、自然格別之不心得有之御書下御取上二相成候共、違犯有之間敷候事
- ③一、右地面建物容易二取払申間敷、勿論譲り渡又者借家等二仕間敷候事

まず、第一条には「此度其許御家頼二被準候二付」とあり、ここでの長右衛門に対する取計

らいが、順家来への取立てであったことが確認出来る。また、ここでは傍線部分に注目しておきたい。第一に、「御家来」に準じられたことに付き、「地子米御免二候得共」とされており、ト半家中に加わることで地子免除が表裏のものであったことが窺える。第二に、地子免除が認められたのだが、「自分拝領地と相心得申間敷」とされている点にも注目しておきたい。ここでは、あくまでも拝領地ではないということが確認されているのである。第三条では、御免地とされた土地の建物を取払ったり、他人への譲渡・借家経営を行ってはならないことが規制されている。つまり、順家来として御免地を認められたことにより、その建物には領主による制限が加えられることになるのである。このことは、侍家来等に認められていた御免地についても、同様であったものと考えられる。

以上、ト半家中の概要について述べてきたわけだが、以下(2)においては主に侍家来の御免地を中心に検討し、(3)では五ヶ寺境内についてみていくことにする²²⁾。

(2) 御免地部分と居町

ここでは、まず前節において検討を保留したト半家中の御免地部分について考察していくことにする。まず、前節でみた御境内惣坪数調帳の内、御免地部分についてまとめた表1をもう一度みておきたい。表中の3～15が内家来、16～21が外家来、22・23が御賄方料理方に、それぞれ該当する。また、名前と御免地高から推測すると24～30までの者が御中間であった可能性が予想される。その他31～35の者は、ト半家中一般とは異なる特殊な家来として、御免地を与えられたものと考えている。その内、明瀬七郎は先に触れた明瀬長右衛門の息子で、天保八年(1837)に上納金と引替えに内家来として召抱えられている。その際、「近木之町五百八拾九坪余屋鋪地、諸役御免除之上三人扶持」を与えられている²³⁾。広瀬惣兵衛については、未詳であるが順家来であった可能性も考えられる。また、長命家はト半家に代々召抱えられていた能大夫であり、牧寿一は明治二・三年の「貝塚ト半真教院家来中宗門改帳」²⁴⁾に登場することから、ト半家中の一員であったことには間違い

ない。なお、早瀬晋平については前節でも少し触れたように、魚問屋支配を請負うことにより家来に取り立てられた者であり、ト半家中内での位置付けとしては、順家来に該当する可能性が予想される。

五ヶ寺を除く（後述）ト半家中の居宅は、基本的にはすべて地子米免除の恩恵を受けていたと考えているが²⁵⁾、文久元年（1861）十二月の「御家頼中（内家来）」宛の領主よりの仰渡し²⁶⁾には、次のような条目が含まれている。

（史料4）

一、近来御家頼居宅地面段々手広二相成、右二付而は御年貢茂減シ町支配普請銀自然与不

足相成難儀之趣二茂相聞へ候、以後転宅地面従来之坪数⁶増候儀ハ不被為聞届候、将亦兼而被仰出候掛屋鋪支配銀等御勘定所江差出可申事

内容は、まず近年「御家頼」の居宅が手広になったことから年貢（地子米）も減り町支配銀が不足し、難儀している様子を領主が窺っていると記されている。おそらく、町支配銀を管理していた惣分年寄より、領主への願出があったものと推測される。このようなことから、以降転宅し従来の坪数より増やすことは禁止されることになる。裏を返せば、以前には貝塚寺内

表3 明治四年のト半家中戸籍一覧

肩書	名前	坪数	居町
子院	通暢院諦全		
侍家来	山本多橘徳行	69坪2合2夕	北之町堀之町
侍家来	松波左掖美季	143坪5合5夕	西之町紺屋町
侍家来	丹羽慶二長友	110坪5合8夕	北之町堀之町
侍家来	新川東也至忠	96坪1夕	北之町堀之町
侍家来	朝山信八郎道之	24坪18合4夕	北之町本堂前通り
侍家来	新川部良忠	91坪2合5夕	中之町本堂前裏下
侍家来	目黒青海保賢	78坪1合9夕	近木之町
侍家来	並河琢磨正治	108坪6夕	北之町本堂前通り
侍家来	山出伏猪助信	69坪7合5夕	北之町堀之町
侍家来	高槻岩之助	73坪5合7夕5才	中之町本堂前
侍家来	岡田巖義孝	63坪8合6夕	北之町堀之町
侍家来	熊田千鶴之助	71坪4合4夕	北之町堀之町
侍家来	白井保五郎	81坪2合6夕	北之町
侍家来	佐野小十郎	34坪8夕	北之町雑賀町上
侍家来	松波熊蔵	29坪6合4夕	中之町千手院町
侍家来	新川芳雄良勝	46坪8合	
侍家来	高橋祐三弘毅	74坪4合	西之町紺屋町
侍家来	松波弥兵衛正信	62坪4夕	
侍家来	岸本桑之助	78坪	
侍家来	菊川吉兵衛博高	175坪1合8夕	西之町
侍家来	根来新吾	37坪7合6夕5才	
侍家来	木戸楯内信良	24坪	西之町
寺僧	正福寺智明	年貢地69坪7合2夕	中之町
		免地88坪4合6夕	
寺僧	泉光寺澄道	年貢地69坪7合2夕	中之町
		免地70坪4合6夕	
寺僧	満泉寺誓成	年貢地23坪9夕	中之町
		免地60坪9合1夕	
寺僧	要眼寺常然	年貢地205坪5合4夕4才	近木之町
		免地26坪	
寺僧	真行寺隆忍	年貢地41坪6合5夕7才	中之町
		免地102坪6合3夕7才	
承仕	善通寺円龍	35坪1合9夕	

※ 表1に書上げられていたト半家中の御免地高と、ここに書上げられている居宅坪数が異なっているが、理由については未詳である。

において「御家頼」が転宅等し、御免地とされるのをいいことに居宅を拡張する傾向があったことが窺える。それと同時に御免地が土地に対して固定的なものではなく、個人の人格に付随した（土地に対しては）流動的な性格であったことがわかる。また、ここでは「御家頼」の所持する掛屋敷については御免地とされておらず、他の町人同様諸役負担の対象になっていた点にも注目しておきたい。なお、「御家頼」とは内家来と同義の言葉であるが、掛屋敷が御免地の対象外とされていたことは、他のト半家中全般にも適用されていたものと考えられる。掛屋敷がどのように利用されていたかについては未検討であるが、御免地とされない掛屋敷においては、先に推測した御免地のような領主による規制はなかったものと予想される。

次に、表3からト半家中の居町・坪数についてみておくことにしたい。表3は、明治四年（1871）六月の「ト半家戸籍・ト半家来戸籍扣」²⁷⁾から作成したものである。「ト半家戸籍・ト半家来戸籍扣」からは、各家来に付けられた肩書、家屋敷に付された記号とその坪数について知ることが出来る。この記号は、明治三年の地子米収納帳²⁸⁾にある家屋敷に付されたものと同種の形態のものであることから、ここに書上げられた家来はすべて貝塚寺内に居住する者であったと考えられる。なお、子院にはこのような記載はされておらず、「宅、ト半境内二有之」²⁹⁾とのみ記されていることから、願泉寺敷地に居住していたことがわかる。また、「ト半家戸籍・ト半家来戸籍扣」には居町についての記載はなく、地子米収納帳と明治四年のト半家来居町書上³⁰⁾等から居町が確認出来る者のみ、表中に書き加えている。地子米収納帳が、北之町と西之町に家屋敷を持つ者についてのみ知ることが出来ることから、地子米収納帳に登場しない表中の居町部分が空白になっている者については、中之町・近木之町・南之町のいずれかに居住していたものと思われる。ト半家中の居宅は、城下町のように武家地を形成し集住するというようなものではなく、各町に分布する形で存在していたといえよう。特にト半役所に近い中之町と北之町にかたよっていたことが窺える。また、侍家来の居宅の坪数をみると、

二十四坪から百七十五坪までとかなりのばらつきを窺うことが出来、次にみる五ヶ寺についてのみ年貢地と免地の区別がされている点にも注目しておきたい。

（3）五ヶ寺境内について

ここでは、史料的な制約もあり僧家来の内、中之町（満泉寺・正福寺・泉光寺・真行寺）と近木之町（要眼寺）に位置していた五ヶ寺の境内についてのみ考察しておくことにする。

文化八年（1811）一月十八日、満泉寺よりト半役所に対して次のような内容の書付³¹⁾が提出されている。正福寺本堂再建に付、正福寺門徒中より満泉寺所持の蔵地と正福寺所持の地面とを替地してほしいと頼まれた。しかし、満泉寺所持の蔵地は御年貢地であり、正福寺所持の地面は「拝領地」であるが、これまで通り満泉寺より御年貢を上納するのでよろしく取り計らって頂きたいというものである。ここから注目されるのは、五ヶ寺境内には御年貢地と「拝領地（御免地）」が存在していたという点である。つまり、五ヶ寺境内はすべてが御免地とされていたのではなく、御免地と年貢地から構成されていたのである。また、ここでは御免地が「拝領地」と表現されている点にも注目しておきたい。

次に、五ヶ寺境内の様子を具体的に知るために、明治七年（1874）六月二十三日、ト半役所より堺懸庁宛に提出された帳面³²⁾についてみておきたい。この帳面には、願泉寺と五ヶ寺それぞれの境内絵図・諸施設等について書上げられており、五ヶ寺について書かれていた記載のみ、表4のようにまとめた。この表からは、明治七年時点においても五ヶ寺境内が除地と貢地から構成されていたことが確認される。除地とされている部分は、領主ト半家から拝領地とされていた部分がそのまま引き継がれ、明治四年の上知以降も明治政府から除地として認められることになったものと考えられる。貢地についても、近世期の年貢地をそのまま引き継いだものであったと推測される。貢地とされている部分は、住職の生活空間である庫裏が中心で、その他の宗教施設が除地部分の大半であった

表4 明治七年の五ヶ寺境内書上

正 福 寺	境 内 惣 坪 数			
	146坪1合9夕			
	除 地		貢 地	
	91坪4合4夕		54坪7合5夕	
	本 堂	桁行5間梁間6間	庫 裏	間口4間8合奥行9間6合
	表 門	桁行1間5合梁間1間	座 敷	間口4間8合奥行8間5合
	西 長 屋	桁行1間2合梁間1間		
	北 長 屋	桁行1間5合梁間1間5合		
泉 光 寺	境 内 惣 坪 数			
	128坪2合3夕			
	除 地		貢 地	
	72坪8合		56坪1合7夕	
	本 堂	5間4面	庫 裏	桁行9間梁間3間
	表 門	桁行1間5合梁間1間	そ の 他	2箇所
	長 屋	桁行2間5合梁間1間		
	長 屋	桁行1間5合梁間1間		
満 泉 寺	境 内 惣 坪 数			
	99坪4合7夕			
	除 地		貢 地	
	76坪3合1夕		23坪1合3夕	
	本 堂	桁行5間梁間5間	庫 裏 (2)	桁行5間梁間4間
	表 門	桁行1間梁間1間半		
	庫 裏 (1)	桁行5間梁間1間半		
真 行 寺	境 内 惣 坪 数			
	134坪7夕			
	除 地		貢 地	
	96坪1分		41坪7夕	
	本 堂	6間4面	庫 裏	桁行7間梁間5間
	表 門	2間4方		
要 眼 寺	境 内 惣 坪 数			
	248坪5夕			
	除 地		貢 地	
	233坪6合4夕		14坪4合1夕	
	本 堂	桁行5間梁行6間	そ の 他	
	表 門	桁行2間梁行2間		
	井 戸	桁行1間半梁行1間		
	茶 所	桁行7間梁行6間半		
	庫 裏	桁行7間梁間6間半		

が、要眼寺の庫裏と満泉寺の庫裏の一部については除地とされていた。境内惣坪数をみると要眼寺のみが二百四十八坪と際立って多く、逆に満泉寺が九拾九坪と少ない。ここからは、土地所持の局面において五ヶ寺間において格差があったことが窺える。

小 括

以上、本節でみてきたト半家中の御免地部分についてまとめておく。貝塚寺内の町人であった明瀬長右衛門のように、順家来としてト半家中に加わるにより、御免地を認められるような者も存在していたが、御免地とされることにより地子米・町支配銀が免除される一方、領主よりの規制が加えられることになった。このことは、ト半家中一般の御免地についても同様

であったものと考えられる。またその際、順家来に認められた御免地は拝領地とされていないのに対し、五ヶ寺境内に認められていた御免地は、拝領地とされていた点にも注意しておきたい。おそらく侍家来に与えられていた御免地部分についても、五ヶ寺同様拝領地として認められていたものと推測される。このように貝塚寺内において、ト半家中に認められていた御免地には、拝領地と非拝領地というように性格の異なる御免地が存在していたのである。

近世期には五ヶ寺を除くト半家中の居宅は、基本的には御免地とされていたが、表3からも窺えるように、明治四年の上知に伴いト半家が領主としての立場を失うとともに、御免地は廃止されることになったと考えられる。それに対し、近世期の五ヶ寺境内は御免地と年貢地から構成されており、明治に入っても引続き免地として認められていたことが確認された。このような両者の違いは、近世段階のあり方や僧身分の家来という五ヶ寺の特殊な性格に起因するものであったといえよう。また、ト半家中の所持する掛屋敷については御免地とされておらず、年貢を支払う義務を負っていたことにも注意しておきたい。

おわりに

最後に本稿で検討してきたことについて、以下のようにまとめておきたい。元文期以前の貝塚寺内は、朱印地と岸和田藩領に位置する仏供田から構成されていた。上畑氏の指摘に従うならば、仏供田は元文期以降寺内化し近世後期には、貝塚寺内は朱印地部分のみから構成されていたことになる。その朱印地部分は、領主ト半家の差配により寺内の二割にも満たない非年貢地（領主の直接支配と関わる場所と御免地）と、寺内のほとんどを占める年貢地（地子米地と外側田畑）とに大きく区分されていた。

貝塚寺内において、領主より認められていた御免地の大半を占めるト半家中の御免地には、五ヶ寺や侍家来に認められていたと考えられる拝領地と、順家来に認められていた非拝領地というような性格の異なる御免地が存在した。こ

うした違いは、町人から取立てられたという順家来の特殊な性格に起因するものと考えられる。このような性格を持つ御免地の成立は、順家来の登場とも表裏のものであったと予想され、貝塚寺内の経済面における問題とも併せて考える必要がある。なお、非拝領地とされる御免地はごくわずかで、実態の面では拝領地となんら違いはなかったものと思われる。

貝塚寺内では、武家地は形成されることはなく、ト半家中の居宅等の御免地は、五町に分布する形で存在していた。これらト半家中の居宅は基本的には御免地とされていたが、五ヶ寺境内については、御免地と年貢地から構成されていた。また、ト半家中であっても掛屋敷については、他の町人同様緒役の負担を担っていた点についても確認した。

以上、近世後期の貝塚寺内の空間構造は、非年貢地と年貢地として明瞭に区別出来るものであったが、武家地・町人地の区別がなされていない貝塚寺内において、両者はモザイク状に混在していた。また、基本的にはト半家中の居宅は御免地とされながらも、掛屋敷は年貢地とされていたことや五ヶ寺境内の構造等から、ト半家中＝御免地、町人＝年貢地というように、土地の性格が必ずしも身分的な位置付けと対応するものではなかったことを指摘しておきたい。

貝塚寺内の社会＝空間構造分析を目指す立場から、本稿ではまず貝塚寺内の空間構造に注目し、その把握を試みた。ここで得た論点を手掛りに、非年貢地と年貢地に生きる人々の社会構造の解明を今後の課題としておく。具体的には、本稿では概説的な説明に留まったト半家中の構造や領主の性格、町中に展開する諸集団、さらにほとんど実態の解明されていない外側田畑等についても考えていく必要があるだろう。それぞれの空間に生きる個々の人々に着目し、それらを具体的に明らかにした上で、近世都市貝塚の全体像について今後考えていくことにしたい。

注

1. 吉田伸之「巨大城下町—江戸」（『岩波講座 日本通史15 近世5』1995）、同「都市民衆世界の歴史的位相—江戸・浅草地域を例として」

- （『歴史評論』五六三，1997年3月），のち、
いづれも同『巨大城下町江戸の分節構造』（山川出版社，1997）所収。
2. 塚田孝「槇尾山の歴史と地域—近世を中心に—」（『槇尾施福寺の歴史的総合調査研究』和泉市史紀要第六集，和泉市史編纂委員会，2001），同「近世槇尾山の成立と構造」（『槇尾施福寺の歴史的総合調査研究』和泉市史紀要第六集，和泉市史編纂委員会，2001），同「近世・寺院社会の地域史」（『第三五回歴史科学協議会』大会報告特集歴史における社会と権力Ⅱ，第六一八号，2001），同「槇尾山の歴史と地域・補論」（『槇尾山と横山谷の調査研究』和泉市史紀要第八集，和泉市史編纂委員会，2003）
 3. 以下，貝塚についての説明は，断らない限り臨時貝塚市史編纂部編『貝塚市史第一巻通史』（貝塚市役所，1955）を参照した。
 4. 近藤孝敏「貝塚寺内の成立過程について—「貝塚寺内基立書」の史料批判を通じて—」（『寺内町研究』創刊号，貝塚寺内町歴史研究会編集発行，現在，和泉書院発売一九九）
 5. 願泉寺文書 A0140。
 6. 願泉寺文書 A0068。
 7. 岩波由佳「近世期における寺内町の町構造の変容について—和泉国貝塚寺内町を事例として—」（『日本建築学会計画系論文集』，日本建築学会，2001年）を参照。
 8. 文久元年の御勘定所宛の仰渡しには，「平日入用之竹箒は以南北御林之竹用意為致置候事」とあり，「南北御林」がト半役所で使用される竹箒などに利用されていたことが確認される。なお，「南北御林」の使用については，「御林」とされていることから境内の一般住民には開放されていなかったのではないかと予想している。
 9. 3番の元木原家地とは，領主よりト半家中宛に仰渡された文久元年の「御家掟」に登場する木原小弥太則雄の元居宅であったと考えられることから，ここではト半家中に認められた御免地として考えておくことにする。
 10. 臨時貝塚市史編纂部編『貝塚市史第三巻史料』（貝塚市役所，1958年）一九八・一九九項。
 11. 『貝塚市史第三巻 史料』三七九項。
 12. 感田瓦大明神は天正十五年に海塚の祇園社，堀の天満社を勧誘し，天照大神を中心に三神を祀る祠を感田の地に営んだのが始まりである。また同時に，天台宗の草庵宗福寺を開きこれを社僧とした。貝塚寺内の住民のほとんどが，感田神社の氏子であったと考えられる。
 13. 願泉寺文書 A0112。
 14. 願泉寺文書 A0690・0691。
 15. 『貝塚市史第三巻 史料』一三十・一三一項。
 16. 上畑治司「貝塚寺内外側の仏供田について」（『寺内町研究』第七号，貝塚寺内町歴史研究会編集発行，2004）
 17. これらト半家中の構造については，明治二・三年の「貝塚ト半真教院家来中宗門改帳」，明治三年三月の僧人別書上帳，明治四年六月の「ト半家戸籍・ト半家来戸籍扣」等から導き出した論点である。この点を含め，以下述べるト半家中の分析については，改めて別稿を用意する予定である。
 18. 外家来には，本陣役を担っていた松波氏や，医師であった藤村修庵・根来新吾・高橋祐三・木戸楯内等が確認される。
 19. 五ヶ寺の職務は，基本的には宗教的役割が中心であったと考えているが，「御勤向御他出御共廻り」・「定式御他出」等のような内家来とも重なる政治的役割にも関与していたことが確認される。
 20. 承仕は，文化二年に初めて召抱えられたことが確認され，それ以前には存在しない役職であった。
 21. 『貝塚市史第三巻 史料』二五二～二五三項。
 22. なお，ここでは触れられなかった御中間については，ト半役所内の諸雑用を担う日雇的な存在であったと考えている。
 23. 明瀬七郎のように，町人から内家来に取立てられることは基本的にはなく，背後には領主と順家来であった父長右衛門との間に何らかの関係があったものと考えている。また，内家来の御免地が3～15にまとめて書上げられていると考えられるのに対し，同じ内家来

である明瀬七郎のみが、ト半家中一般とは異なる家来の枠に書上げられていることから、特殊な存在であったことが窺える。

24. 『貝塚市史第三巻 史料』三百十項。

25. 慶應二年九月四日

一、丹羽隼人

御逢之上当春佐野屋権四郎へ御掛屋被仰付節、懸引等仕、右為御褒賞居宅坪之内古坪数丈御免地二成下候事

百拾六坪 居宅内二而四拾五坪壹式御免

其余是迄通り御収納帳ニ記ス

右の史料には、今年の春佐野屋権四郎を御掛屋へ仰付た際、丹羽隼人へ御褒賞として、居宅百十六坪の内、古坪分四十五坪余りだけ御免地として認めるということが記されている。基本的にト半家中の居宅については、す

べて御免地として認められていたと考えているが、この史料の解釈についてのみ問題が残る。

26. 『貝塚市史第三巻 史料』五六六～五七三項。

27. 願泉寺文書 A0988。

28. 願泉寺文書 A0011。地子米収納帳からは、北之町と西之町についての家屋敷の所有者と、それに懸かる地子米高について知ることが出来るが、中之町・近木之町・南之町についての記載はされていない。

29. 明治四年には、上知によりト半家は願泉寺敷地以外を上知せしめられていることから、ここでの「ト半境内」とは貝塚寺内ではなく願泉寺の狭義の境内を指す。

30. 願泉寺文書 A0731。

31. 願泉寺文書 A0434。

32. 願泉寺文書 A1214。

A Spatial Analysis of the Early Modern Town of Kaizuka with a Particular Focus on the Tax-exempt Lands of Bokuhan House Retainers

Kunihiko TODA

This essay formed one part of a larger project aimed at understanding the society (=spatial structure) of the town of Kaizuka in the early modern period. As a first step toward achieving this aim, the essay sought to explain the spatial structure of the Kaizuka temple compound.

In the first section of the essay I used documents from around the time of the Meiji Restoration to consider the spatial structure of the officially recognized temple lands (shuinch) ruled over by the Bokuhan house, i.e. the Kaizuka temple compound. I showed that in the latter Tokugawa period the temple compound was made up of taxed and untaxed lands. The untaxed territories (hinenguchi), which accounted for less than 20% of the total area, included lands under the direct control of the lord, together with those that had been officially exempted from tax (gomenchi) by the shogunate. Some of the temple's taxed lands (nenguchi) included rice fields in the surrounding area, outside the limits of the compound itself.

In the second section, I focused on the untaxed territories described in the first section, and more specifically on those areas of Bokuhan land that had been formally exempted from tax by the shogunate (gomenchi). The residences of the Bokuhan family retinue, who were considered warrior retainers, were all located on tax-exempt lands, but this was not the case for residences of merchant retainers (financial offices, Kake yashiki), which were located on taxed lands in the same manner as the residences of other townsfolk. In contrast to this, I showed that the grounds of the five temples in Kaizuka included both tax-exempt and taxable lands. I showed that the tax-exempt lands allowed for the junkerai were different in character to those on which ordinary Bokuhan retainers had their residences. The houses of these ordinary retainers were spread around the five town blocks of Kaizuka, and did not constitute a separate warrior district.

Overall, the essay showed that although the territories within the temple compound of early modern Kaizuka can be clearly divided up into taxed and untaxed lands, the two spread out in a complex, mosaic-like pattern. The division of territories, moreover, does not always seem to have corresponded neatly with status distinctions (e.g. Bokuhan retainer lands=tax exempt, Townsfolk lands=taxable).

Keywords : Towns, Kaizuka temple complex, spatial structure, Bokuhan retainer
band, tax exempt lands